

農地の売買、貸借、贈与について

農地を農地として利用するために、売買、貸借、贈与する場合は、農地法第3条の許可が必要です。

この許可を受けないで行った行為は無効であり、法的な効力はありません。

●農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条による許可を受けるためには、申請人である譲受人(借人)は次の要件を全て満たす必要があります。

・全て効率利用要件

申請地を含め、所有及び借受けしている農地の全てを効率的に耕作すること。

・農作業常時従事要件

譲受人(借人)又はその世帯員等が農作業に常時従事すること。

・下限面積要件

申請地を含め、耕作する農地面積の合計が、下限面積(50a)以上であること。

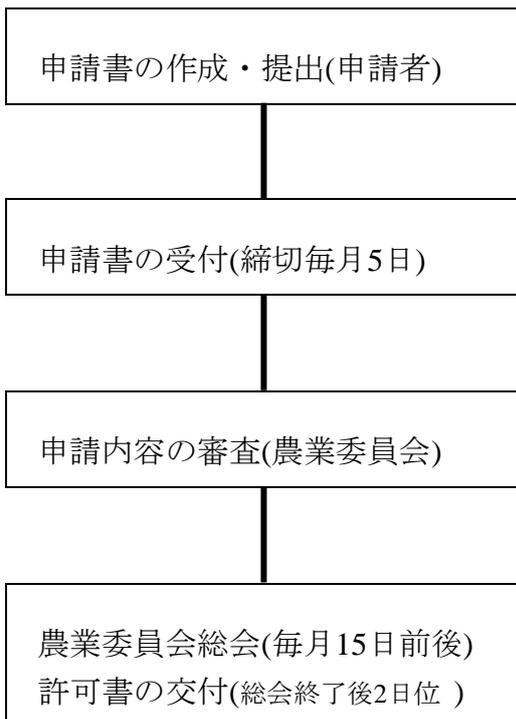
※下限面積とは、経営面積があまりに少ないと、生産性が低く安定した農業経営を効率的かつ安定的に継続して行えないことが想定されることから、農地取得後の経営面積が一定以上にならないと許可できないとする面積の下限です。

下限面積は農地法により50a(北海道は2ha)と定められています。

・周辺農地との調和要件

周辺の農地利用に悪影響を与えないこと。

●農地法第3条申請から許可まで



●申請書に必要な添付書類

登記事項証明書	全部事項証明書
住民票	町外の方
耕作証明書	町外の方
契約書	賃貸借・使用貸借
営農計画書	新規就農の方
委任状	代理申請時
その他	必要に応じて